

総合評価落札方式マニュアル

本 編

平成23年3月

本マニュアルの特色と使い方

本マニュアルは、市町村等の公共工事発注担当の方が公共工事の入札・契約制度の透明性・客観性や競争性を高め一般競争入札の導入を進めつつ工事の品質の確保を図る上で必要な総合評価落札方式の導入拡大を目的として作成されたものです。

同様の目的をもってこれまでも種々のマニュアル類が作成されております。代表的なものとしては国土交通省のホームページから入手可能な「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」があり、農業農村整備事業に関するものとしては全国水土里ネットから「農業農村整備事業の品質確保を目指した落札者決定方式の総合評価落札方式」や「農業農村整備事業総合評価落札方式(簡易型)参考資料」等が既に発行されています。これらのマニュアル類は市町村等の地方公共団体を対象に総合評価落札方式を導入するために必要な手続きを平易に説明した優れた資料です。しかしながら一部の地方公共団体の担当者にとっては、依然、総合評価落札方式の手続きは簡単なものではない、との声もあります。

そのため本マニュアルは、総合評価落札方式を実施する上での最低限の手続きについて、個々の手続きの内容を図表や事例で説明することで、既存のマニュアル類では説明が不十分な内容を補うことを目的として作成いたしました。ここに掲載する事例は全国の県が実際に総合評価落札方式を実施した際に用いた事例を基に作成しております。具体的には、30県を超える事例を収集・分析し、現実に総合評価落札方式がどのように運用・実施されているかの把握に努めた上で、この理解に基づきマニュアルの原案を作成しました。その原案に対し委員会を開催し、種々のご指摘・ご意見を賜り、改良を重ねたものが本マニュアルです。事例の収集は平成20年度に行いましたが、その後も総合評価落札方式自体は国での運用を中心に、細部の改良が続けられています。したがって収録した事例やマニュアルの説明自体の一部は必ずしも現時点での制度と一致しない部分もあります。しかしこれらの細部の改良は、地方公共団体が総合評価落札方式の導入を検討したり実際に運用方法を決定する上で大きな影響を与えるものではないと判断し、毎年の制度の変遷を逐一本マニュアルに反映することは行っておりません。

本マニュアルは、本編と参考資料編から構成されています。本編には各手続きの解説を詳細に示しています。また、市町村が主に採用している特別簡易型と簡易型を中心としています。参考資料編には、本編の補完として事例等を紹介するとともに、総合評価落札方式に関連する法令や通知等を収録しています。また、一般的な説明の箇所の一部は既存のマニュアル類を参照して作成することで、総合評価落札方式についての最低限の情報を網羅しつつ既存のマニュアル類を既に利用している方の混乱を避けるように配慮したつもりです。

なお、本マニュアルに掲載した事例はあくまでも総合評価落札方式を実施する際の参考例との位置づけです。実際に実施する場合には、マニュアルに掲載の事例が利用する方の個別の事情において適当なものかどうかを判断の上、利用者の責任においてお使いいただくことをお願いいたします。

用語の解説

総合評価落札方式では、手続きの過程で様々な評価や計算を行い、結果を数値化します。それぞれの数値の呼び方に統一されたものではなく、発注者毎に異なる呼称をつけている場合も見受けられます。そのため、マニュアルの利用者の理解を助けるために、このマニュアルの中では、各数値を以下の用語で呼ぶこととしました。この用語の使い方は、あくまでこのマニュアルの中で統一を図ったもので、他のマニュアル等での使い方と必ずしも一致しているわけではありません。この点ご注意ください。

用語	解説	関連ページ
(評価項目毎の)配点	技術力を評価する際の評価細目毎に割り振られた点数。評価基準に基づき評点を与えるが、最も高い基準を満たしている場合は配点に対する満点を与える。	8
評点	評価項目毎に設定した評価基準に照らして、項目毎に技術力を評価し、結果を数値化したもの。	8
施工体制評価点	施工体制を確認する場合に、その評価結果を数値化したもの。	20
加算点	評点の合計値から算定する点数。算定方法には、入札に参加した全業者のうち最も評点の合計値が高い業者に満点を与え、他社にはそれに応じて按分した点数を与える「一位満点方式」、評点の合計値をそのまま加算点とする「素点計上方式」等がある。	12
標準点	除算方式において、競争参加資格審査を通過した者全員に一律に与えられる点数。通常は100点としている。	17
技術評価点	加算点より算定する点数。除算方式の場合は、「標準点+加算点」、加算方式の場合は「加算点」である。	10、17
価格評価点	加算方式において、価格の要素を評価するために算定する点数。予定価格に対する応札比率を基に算定し、入札価格が低い方が高得点となる。	10、17
評価値	価格と価格以外の要素から算定される入札内容の数値による評価結果であり、落札者決定の指標となる。 除算方式の場合は、技術評価点/入札価格、加算方式の場合は技術評価点と価格評価点の和で求められる。	10、17

目 次

1. 概要	1
1.1 総合評価落札方式導入の背景と品確法	1
1.2 総合評価落札方式とは	3
2. 総合評価落札方式の実施方法	4
2.1 概要	4
2.2 形式の選定	5
2.3 評価項目・評価細目の選定	6
2.4 評価基準の設定	8
2.5 学識経験者への意見聴取	9
2.6 評価方法の選択	10
2.7 公告等の実施	13
2.8 競争参加資格の審査	14
2.9 技術提案の審査	16
2.10 評価値の算定	17
2.11 低入札工事のチェック	18
2.12 落札者の決定、契約	19
2.13 契約後の対応	19
2.14 施工体制の確認	20
3. 農業農村整備事業発注者支援機関	22

1. 1 総合評価落札方式導入の背景と品確法

公共工事は価格競争を基本として実施されてきましたが、より高い品質の確保や適正な競争を促すために品確法が制定され、総合評価落札方式の導入が本格的に始まりました。

〔解説〕

- 公共工事は、国民生活や経済活動の基盤となる社会資本を整備する重要な行為です。また、公共工事の目的物の品質は、使用後にはじめて確認できること、現場条件の影響を受けること等、受注者の技術力に左右されやすい特徴があります。
- 一方、行政の厳しい財政や建設市場の縮小を背景に、低入札の増加、下請け業者へのしわ寄せ、市町村の技術者不足等の様々な課題が生じており、公共工事の品質低下が懸念されます。
- 公共工事等の契約は、昭和22年に制定された「会計法」に基づいて実施されてきましたが、価格競争は、民間の優れた技術力が活かされないという問題を持っています。また、国際的な建設市場の開放の動きもあり、従来の入札・契約方式の見直しが必要になってきています。
- こうした状況の下、公共工事の調達に「一般競争の拡大」と「価格と品質が総合的に優れた内容とするための民間の技術提案の確保」を柱とした入札契約制度が検討されてきました。公共工事における総合評価落札方式は、国土交通省が平成11年に試行したものが始まりです。
- その後、平成17年4月に「**公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)**」が施行され、総合評価落札方式が本格的に導入されるようになりました。
- また、平成18年12月には、大臣官房通達として「緊急公共工事品質確保対策について」が示され、極端な低入札の回避が求められています。

【公共工事の基本的な特徴】

- 成果の使用される期間が長期間に渡る
 - 公共工事は工業製品と異なり、それぞれがオーダーメイド
- その結果
- 品質が施工業者の技術的能力等に大きく左右される
 - 調達時(契約時)に品質を確認することができず、長期間利用されなければ、その良否判定が困難

【公共工事を取り巻く環境】

- 景気の低迷等から、行き過ぎた価格競争
- 技術者が不足している市町村等においては、工事内容に応じた施工業者の技術力評価や工事監督・検査等が困難

【法制度】

- 会計法(国)
- 地方自治法(地方自治体)

このため

- 価格競争が原則
- 予定価格の制限

公共工事の品質に悪影響の恐れ

民間の優れた技術の導入が困難

総合評価
落札方式

品確法

図-1 総合評価落札方式導入の背景と品確法

【関係法令等の紹介】

関係法令等に記載されている総合評価落札方式の概念について紹介します。

■ 公共工事の品質確保の促進に関する法律 第3条の2

平成17年3月31日 法律第18号

公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

■ 緊急公共工事品質確保対策について

平成18年12月19日 18経第1366号 大臣官房経理課長通知

公共工事において極端な低価格による受注が行われた場合、工事の品質確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の悪影響が懸念される。

このため、主に大規模工事の施工段階における監督・点検等の強化を中心とした「低入札価格調査対象工事に係る公共工事の品質確保、下請業者へのしわ寄せの排除等を図るための対策について」(平成18年8月1日付け18経第724号大臣官房総理課長通知)を通知したところであるが、依然として低価格による入札案件が高水準で推移しており、国民の安全・安心に直結する公共工事の品質確保に支障が及ぶおそれが一層高まっていることから、下記のとおり、関係省庁が一体となって入札段階を中心とした新たな対策を緊急的に実施することとしたので遺漏のないよう措置されたい。

■ 地方自治法施行令

～地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行について(通知)～

平成11年2月17日自治事務次官通知

今般の改正は、最近における経済事情、規制緩和の推進の要請等にかんがみ、地方公共団体が競争入札により契約を締結する場合において、価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする、いわゆる総合評価方式を導入することができることとするとともに、公共工事に要する経費について、地方公共団体が現行の前金払に加えて追加的に前金払をする、いわゆる中間前金払をすることができることとする内容をその内容とするものです。

1. 2 総合評価落札方式とは

総合評価落札方式とは、価格のみで評価していた従来の落札方式とは異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウといった価格以外の要素を含めて評価する新しい落札方式のことです。

〔解説〕

- 落札者は、基本的に入札価格が予定価格の制限内にある施工業者のうち、価格と価格以外の要素を数値化した「**評価値**」が最も高い業者とします。
- 「価格以外の要素」には、工事目的物のみならず、工事の効率性、安全性、環境への配慮等の工事の質も含まれます。
- 「価格以外の要素」の評価対象には、新しい施工方法や施工上の工夫等の技術提案、同種工事の施工実績、工事成績等が挙げられます。
- 総合評価落札方式は、下に示すような様々なメリットがあります。

【総合評価落札方式のメリット】

- 価格及び技術力の総合的な価値による競争を促進することで、発注者にとって最良の調達を実現。
 - ✓ 企業の施工実績・工事成績等・配置予定技術者の能力・簡易な施工計画を評価することで施工能力の低い業者が排除され、品質低下や工期遅延等の防止が期待できます。
- 工事目的物の性能向上、長寿命化、維持管理軽減、施工不良の未然防止等により総合的なコスト縮減を実現
 - ✓ 受益者負担を伴う土地改良事業は、建設コストの縮減や維持管理性に優れた施設を造成することが重要であり、総合評価落札方式が有効な手段になると考えられます。
- 想定される問題の事前防止や工事現場周辺的环境負荷低減
 - ✓ 施工計画が現地の条件を踏まえた適切なものであるか、すぐれた工夫がみられるか等の審査を入札段階で行うので、想定される問題を事前に防ぐことができます。
 - ✓ また、騒音の軽減や周辺環境との調和を評価対象とすることで、周辺住民の生活環境等に配慮することも期待できます。
- 建設業者の育成と技術力向上及び談合等の不正行為防止
 - ✓ 技術的能力の審査を行うことで、技術力の向上に対する意欲を高め、建設業者の育成・技術力の向上が期待できます。
 - ✓ また、価格以外の要素が配慮されることで、談合等の不正行為が行われにくい環境が整備されます。

2

総合評価落札方式の実施方法

2.1 概要

総合評価落札方式による落札者の決定は、各行政機関が定める型式や評価項目に基づき、価格と価格以外の要素（技術力等の評価）により行います。

〔解説〕

- 総合評価落札方式は、入札参加者から提出された入札価格と技術資料の内容より、設定したルールに従って評価値を算定し、落札者を決定します。
- 総合評価落札方式の一般的な実施手順は、図-2に示すとおりです。各段階の詳細については、次ページから解説していきます。
- 公告から落札者の決定までの所要日数(土日・祝日を除く)は、工事内容や実施体制等にもよりますが、20～40日程度が目安です。



図-2 総合評価落札方式の実施手順

※簡易型において「施工体制の確認を行う場合」の実施手順は 2.14 を参照してください。

2. 2 型式の選定

参考資料編 P1~4 参照

適用する工事の規模や難易度から総合評価落札方式の型式を選択します。

〔解説〕

- 一般的には**特別簡易型、簡易型、標準型、高度技術提案型**の4型式があります。市町村が発注する工事では、主に特別簡易型と簡易型が採用されています。
- 型式は、対象とする工事の規模や技術的難易度等から選定します。
型式の選定にあたっては、工事の規模や技術的難易度を発注機関で判断して定める必要があります。
- また、特別簡易型を除く型式では、品質等に悪影響を及ぼす恐れのある極端な低価格による受注を防止するために、品質確保のための体制をはじめとする**施工体制**について確認する場合があります。
→ 「2.14 施工体制の確認」を参照

表-1 総合評価落札方式の型式

型式	特別簡易型	簡易型	標準型	高度技術提案型
対象工事	一般的で小規模な工事	一般的な工事	技術提案を求める工事	構造上の工夫や特殊な施工方法を含む高度な技術提案を求める工事
技術的な工夫	小	小	大	大

型式選定基準の一例（〇〇県の事例）

工種	技術的難易度		
	特	簡	標
ほ場整備工事	暗渠排水、客土転均平工法	区画整理	トンネル
農道工事	舗装、土工、法面工、路面排水施設 安全施設、擁壁	共同溝（推進・開削） 橋梁（上部、下部）	トンネル
用排水路工事	フリューム等既製品水路 鋼矢板、コンクリート矢板 既製品のボックスカルバート	堰、水門、三面水路	頭首工、水路トンネル工事（シールド、推進）
管水路工事	既製管		
畑かん施設工事	パイプライン、ファームボンド		
ため池工事		堤体、洪水吐け、樋管	
用排水機場工事	上屋、下部、基礎 貯水槽（上屋延べ面積30㎡ 以下のもの）	堰、水門、ポンプ、除塵機 上屋、下部、基礎 貯水槽（上屋延べ面積30㎡を超えるもの）	
集落排水工事	管渠工（開削）	管渠工（推進、シールド） 立坑工、処理場、ポンプ場	
河川工事	堤防、護岸、床止め、床固め、浚渫	樋門・樋管、水路トンネル（推進）、伏せ越し	

7.0億円超	標準型	標準型	高度技術提案型
2.0億円～	簡易型	簡易型	標準型
0.8億円～	特別簡易型	特別簡易型	
0.2億円～			
0.0億円～			

2.3 評価項目・評価細目の選定

参考資料編P5～17参照

総合評価落札方式の型式に応じて、評価すべき事項を選定します。

〔解説〕

- 主な**評価項目・評価細目**を表-2に示します。表-2は、必ずしも評価項目を指定するものではありません。個々の工事の条件に応じて適切に選定してください。
- 配置予定技術者へのヒアリングは、技術者の経験・知識・工事への理解度を確認したい場合等に必要に応じて実施します。
- 特別簡易型を除く型式では、簡易な施工計画や企業の高度な技術力を評価項目に加える場合があります。(表-2の(5)(6))

表-2 主な評価項目・評価細目

評価項目	評価細目	型 式			
		簡特 易 型 別	簡 易 型	標 準 型	提 案 型 高 度 技 術
(1)企業の施工実績	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施工実績 ■ 工事成績 ■ 工事表彰 ■ 労働安全衛生・品質管理等の取組状況 	○	○	○	○
(2)配置予定技術者の能力	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資格および継続教育 ■ 施工経験の有無 ■ 技術者表彰 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> • 必要に応じて、配置予定技術者を対象にヒアリングを実施 • 主なヒアリング項目は①～⑤のとおり </div> <div style="margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 配置予定技術者の経歴、資格 ② 同種工事の施工経験の有無 ③ 同種工事のうち代表的な工事の概要、特に留意・工夫した点 ④ 当該工事の施工上の課題、特に配慮すべき事項の有無、技術的所見 ⑤ 当該工事に関する質問の有無 </div>	○	○	○	○
(3)地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県産資材の活用 ■ 災害協定締結の有無 	○	○	○	△
(4)地理的条件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本店の所在地 	△	△	△	△
(5)簡易な施工計画	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施工計画の実施手順 ■ 工期設定の適切性 ■ 施工上の課題への的確性 ■ 品質の確認方法等 	—	○	—	—
(6)企業の高度な技術力	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合的なコスト縮減 ■ 工事的物の性能・機能の向上 ■ 社会的要請 ■ 提案を実現するための施工計画 	—	—	○	○

凡例 ○: 主な評価項目 △: 場合により考慮すべき評価項目 —: 通常は評価項目としないもの

簡易型の「簡易な施工計画」の評価細目

表-2 に示した「簡易な施工計画」の評価細目は、工事の内容に応じて1～2項目を選択し、下表のような技術課題に対する提案を求めます。

「簡易な施工計画」に関する技術的課題（例）

評価細目	技術的課題の一例
施工計画の実施手順	■ 原型復旧 水田部を借地し、進入路や埋戻土の仮置場として利用する計画であるが、その復旧にあたり重要と思われる事項について記載すること。
	■ 用水の切り替え施工 本工事では、用水期間中であることから既設水路により仮廻しを行うこととするが、この切り替えに伴う断水期間は3日間しかない。このため着実な施工を行うために重要であると思われることを記載すること。
工期設定の適切性	■ 関連工事との調整 本工事の到達立坑側の工事用道路は関連工事で造成したものを使用する計画である。関連工事との調整において、重要であると思われる事項について記載すること。
施工上の課題への的確性	■ 河川区域内工事の安全管理 河川区域内において仮締切施工中に洪水が発生した場合、作業員・資機材の安全に係る重要と思われる事項について記載すること。
	■ コンクリート構造物の破碎撤去（騒音・振動対策） 既設水路（コンクリート構造物）の取壊し作業にあたっては、近隣住宅に影響を及ぼすことのないよう、騒音基準を 85dB、振動基準を 75dB に定めているが、施工上重要と思われる事項について記載すること。
品質の確保方法	■ コンクリートの品質管理 分土工及び呑口工、整流部及び門柱部のコンクリート打設にあたり、品質確保及び施工管理方法について重要と思われることを記載すること。
	■ 埋戻土の締固度の管理 埋戻にあたっては、締固度 85%以上となるように締固めることとしているが、施工管理にあたって、重要と思われる事項について記載すること。

※その他の技術的課題の事例を参考資料編 P14～16 に示しています。

2. 4 評価基準の設定

参考資料編P5～17参照

各評価項目・評価細目について、点数評価を行うための評価基準を設定します。

〔解説〕

- 評価細目には、定量的に評価できるものと、定性的(主観的)に評価すべきものがありますが、一般的には、いずれの場合も評価基準を設けて、点数化します。
- そのため、各評価細目に対して**配点**を与え、2～3段階の評価基準とその**評点**を設定します。

評価基準の設定例 (特別簡易型)

評価項目	評価細目	評価基準	配点	評点
企業の施工実績	過去10年間に於ける同種工事の施工実績の有無	国または当該県発注で同種業務の実績あり	2.0	2.0
		その他の公共工事発注機関で同種工事の実績あり		1.0
		上記以外		0.0
	県発注工事の過去5年間の工事成績評定の平均点	80点以上	2.0	2.0
		70点以上80点未満		1.0
		70点未満		0.0
	過去3年間に於ける優良工事表彰・安全管理優良請負者表彰等の有無	国または当該県の組織から表彰の実績あり	1.0	1.0
		上記以外		0.0
労働安全衛生・品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況等	COHSMS の評価、OHSAS18001、ISO9001 または ISO14001 の認証のうちいずれか2以上を取得済み	1.0	1.0	
	上記以外		0.0	
配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格及び継続教育	推奨単位数を満たしている技術士又は1級土木施工管理技士を配置している	3.0	3.0
		技術士(一級建築士)を配置している、または、継続教育で必要単位数を満たしている1級土木施工管理技士を配置している。		2.0
		1級土木施工管理技士		1.0
		1級建築施工管理技士(建築工事の場合)を配置している		0.0
	過去10年間に於ける主任(監理)技術者としての施工経験の有無	国又は当該県発注で同種工事の実績あり	2.0	2.0
		その他の公共工事発注機関で同種工事の実績あり		1.0
		上記以外		0.0
過去3年間に於ける優良工事技術者表彰の有無	国または当該県の組織から表彰の実績あり	1.0	1.0	
	上記以外		0.0	
地域貢献	県産資材の活用	提示した資材の全てについて70%以上の県産資材の活用が見られる	2.0	2.0
		上記以外		0.0
	災害協定締結の有無	県又は市町村と災害協定を締結している	1.0	1.0
		上記以外		0.0
地理的条件	地域内における本店の所在地の有無	本店あり	1.0	1.0
		上記以外		0.0

※その他の型式の事例を参考資料編P6～8に示しています。

発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査を行うために、学識経験者への意見聴取を行います。

〔解説〕

- 地方自治法施行令第167条の10の2および地方自治法施行規則第12条の4では、以下の段階において2名以上の学識経験者の意見を聞くこととされています。
 - ① 落札者決定基準を定めようとするとき
 - ② 落札者を決定しようとするとき
- ②に関しては、①の意見聴取の際に、学識経験者より必要と判断された場合に実施する事とされています。→「2.13 落札者の決定、契約」
- 農業農村整備分野の総合評価落札方式において、学識経験者として適当と考える役職者を以下に例示します。相応の経験と当該工事を中立的立場で判断できることが求められます。

主な学識経験者の例

- 農業農村整備事業発注者支援機関認定支援制度^{※1}により認定を受けた機関に対し、技術審査補助のために推薦を依頼し、派遣を受ける技術者
- 農業農村整備事業品質確保技術者として委嘱された技術者
- 都道府県の技術士会に推薦を依頼し派遣を受ける、農業土木での登録のある技術士
- 大学・農業高校(農業土木)・工業高等専門学校の教職員
- 都道府県や他市町村の農業土木・土木部局の職員
- 当該市町村の公共事業を担当する他部局の職員
- 発注者支援業務技術者Ⅰ種^{※2}
- 試験研究機関の研究員

※1：「3. 農業農村整備事業発注者支援機関」(本編 p22)を参照

※2：全ての発注者支援業務(設計・積算補助、監督補助、技術審査補助、検査補助)の管理技術者となりえる者

- 意見聴取の方法は、個別に聞く方法、一堂に会して会議形式で行う方法のいずれでも構いません。また、各行政機関があらかじめ定めた様式・手続きに則り、電子メール等により実施することも可能です。

価格と価格以外の要素から、入札業者の評価を行うための「評価値」の算定方法として、「加算方式」と「除算方式」のどちらかを選択します。

〔解説〕

- 評価値の算定方法は、加算方式と除算方式があります。両方式とも試行段階にありますが、県や国が発注する農業農村整備事業に係る工事では除算方式が採用されている場合が多い状況です。

【除算方式】

価格以外の要素の審査結果から求めた技術評価点と入札価格の比として算定します。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

【加算方式】

入札価格と予定価格から求めた価格評価点と技術評価点の和として算定します。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

- ※ 技術評価点は、除算方式では「加算点＋標準点」、加算方式では「加算点」となります。加算点は、12ページで解説します。また、技術評価点は、「2. 10 評価値の算定」を参照してください。
- ※ 評価値の算定方法の詳細は、「2. 10 評価値の算定」および事例編の計算例を参照してください。

除算方式と加算方式の主な特徴

評価値の算定においては、平成11年の国土交通省による試行以降、除算方式が採用されてきましたが、国土交通省では平成19年度に加算方式の試行を開始しています。このような背景をふまえて、(本マニュアルを作成した)平成20年度頃において、地方公共団体などで実施されている総合評価落札方式は、加算方式が広く活用されています。ある都道府県では、WTO案件を除く全ての工事を加算方式に移行しています。しかし、加算方式では技術評価点を得るために過大な工法が提案されるという懸念も指摘されています。このようなことから、両方式の使い分けの考え方は、現段階では整理されていません。

以下に、文献に示されている両方式の特徴を示します。

【除算方式】

- 価格あたりの工事品質を示す指標となる。
- 評価値に対する価格の影響が大きい。技術評価点の低さを価格の低さで補うことができる。
- 加算方式に比べて計算が複雑である。

【加算方式】

- 価格競争のみでは品質不良や施工不良などのリスクの増大が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力によりリスクの軽減を図ることができる。
- 除算方式に比べて計算が簡単である。

※参考：公共工事入札制度運用実務研究会「公共工事入札制度運用の実務」

【除算方式の概念図】

- 除算方式において入札価格・技術評価点とこれらから求まる評価値の関係を図示します。
- 入札価格と技術評価点から決まるグラフ上のプロットと原点を結ぶ直線の傾きが評価値を示しています。傾きが大きく(垂直に近く)なるほど、評価値は高くなります。
- ただし、予定価格を上回る入札価格の場合は失格となります。その他の業者のうち、最も評価値(傾き)が大きな業者が落札者の候補となります。

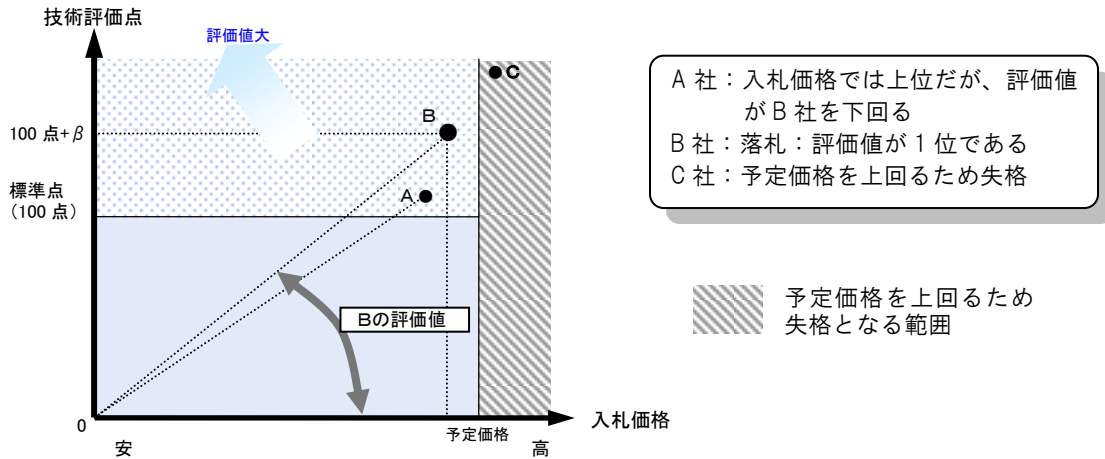


図-3 除算方式の概念図

【加算方式の概念図】

- 加算方式において入札価格(価格評価点)と技術評価点から決まる評価値について図示します。
- ここで、縦軸は、価格評価点と技術評価点の和である評価値の大きさを示します。グラフの高さが最も高い業者が落札者の候補となります。
- 価格評価点は、入札価格が安いほど高くなります。除算方式と同様に、予定価格を上回る業者は失格となります。

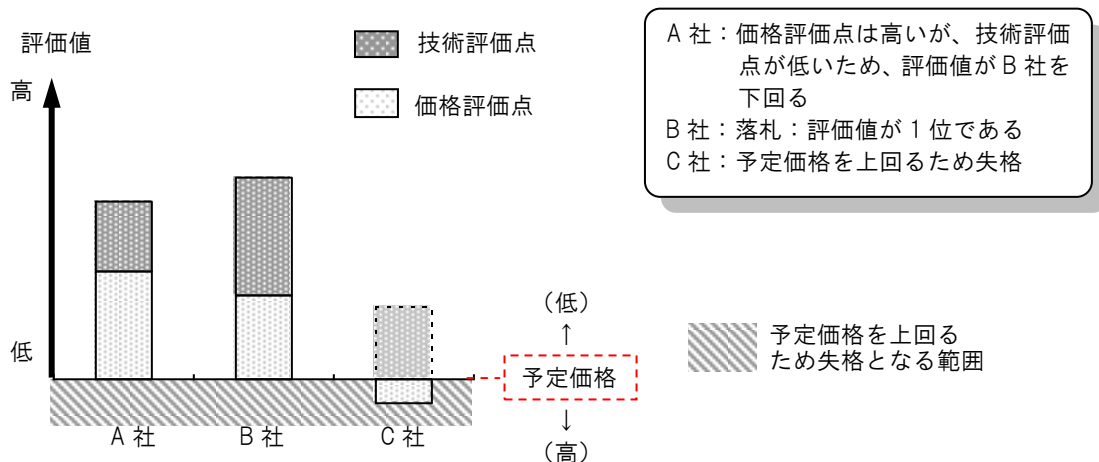


図-4 加算方式の概念図

加算点を10点～40点の範囲で設定し、その算定方法を選択します。

〔解説〕

- 加算点とは評点の合計から求める点数です。10ページに示したように、加算点から技術評価点が算定されます。
- 加算点は、通常10点～40点の範囲で設定します。

例 加算点の設定例
 特別簡易型:10点 簡易型:20点
 標準型:30点 高度技術提案型:40点

- 加算点の算定方法は、以下の3つの方法があります。各地の事例をみると、一位満点方式と素点計上方式を採用しているケースが多いようです。

表-3 加算点の算定方式一覧

	一位満点方式	素点計上方式	一位満点・最下位0点方式
概要	各評価項目の評点の合計点が最高点の競争参加者に加算点の満点、その他の競争参加者には評点の合計点に応じて案分して加算点を与える方式。	各評価項目の評点の合計点をそのまま加算点とする方式。	各評価項目の評点の合計点が最高点の競争参加者に加算点の満点、最低点の競争参加者には0点、その他の競争参加者には評点の合計点に応じて案分して加算点を与える方式。
長所	・ 技術力が高い競争参加者を優位に評価することができる。	・ 評点差をそのまま技術力評価の差とすることができる。 ・ 加算点の価値は、競争参加者の技術力によらず不変である。	・ 技術力が高い競争参加者をより優位に評価することができる。
短所	・ 全体的に低評点の場合に、最高評点者を過大評価する可能性がある。 ・ 競争参加者の技術力により加算点の価値が変動する。	・ 競争参加者間における技術力評価に差がつきにくい。	・ 全体的に低評点の場合に、最高評点者を過大評価する可能性がある。 ・ 更に、全体的に高評点の場合に、最低評点者を過小評価する可能性がある。 ・ 競争参加者の技術力により加算点の価値が変動する。

※出典：公共工事における総合評価方式活用検討委員会報告 ～ 総合評価方式適用の考え方 ～（平成19年3月）に加筆

【一位満点方式における加算点の計算例】 加算点の配点＝20点とした場合

業者	評点合計	加算点の計算	
A社	18	$20 \times 18 / 18 = 20.00$	←1位の業者が満点 } その他の業者は按分
B社	10	$20 \times 10 / 18 = 11.11$	
C社	16	$20 \times 16 / 18 = 17.78$	
D社	12	$20 \times 12 / 18 = 13.33$	

公告や入札説明書には、工事の内容や仕様、場所、落札方式、技術提案として提出を求める技術資料の内容等を記載します。

〔解説〕

- 公告すべき具体的事項は以下のとおりです。

表-4 公告すべき具体的事項一覧

公告すべき具体的事項	
大項目	小項目
(1)入札書の受付期間、開札場所および開札日時	1) 入札書の受付期間 2) 入札書の受付時間 3) 開札場所 4) 開札日時
(2)入札に付する事項	1) 工事名 2) 工事の場所 3) 工事の概要 4) 工期 5) 予定価格※ 6) 落札方式
(3)入札参加者の資格	
(4)総合評価落札方式に関する事項	1) 総合評価を行う事由 2) 総合評価に関する基準 3) 総合評価の方法 4) 入札参加者の欠格 5) 落札者の決定方法
(5)契約条項を示す場所、事務を担当する部局等	
(6)入札参加資格の確認等	1) 受付期間 2) 受付時間
(7)入札保証金及び契約保証金	1) 入札保証金 2) 契約保証金
(8)その他	

- 予定価格、低入札価格調査の調査基準価格、同調査における価格による失格基準を事前に公表することが可能ですが、適正な競争が行われない、建設業者の見積努力が損なわれる、談合を誘発する等の恐れがあるため、事後公表とすることが求められています。

※参考資料編P19に公告文書を例示しています。

2. 8 競争参加資格の審査

提出された技術資料等に基づき、入札業者が当該工事を実施するに十分な競争参加資格を有しているかを確認します。

〔解説〕

- 主な審査項目は以下のとおりです。

表-5 主な審査項目

競争参加資格の審査項目	主な提出資料	備考
地方自治法施行令第167条の4の規定に抵触しないこと	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないことの誓約	競争参加資格確認申請書に左記の内容の文章を記載している事例がある。
自治体要綱による参加資格の有無	参加資格の証明	—
企業の同種工事の実績が十分であるか	左記の実績書 同種工事の実績を証明するもの(契約書の写し等)	CORINS等の登録情報をもって証明書に代えている事例がある。 一定の成績に満たない工事は実績としてカウントされない場合がある。
主任技術者(または監理技術者)の資格や工事経験	左記の資格及び経歴書	一定の成績に満たない工事は実績としてカウントされない場合がある。
指名停止を受けていないこと	指名停止を受けている期間でない証明	—
設計したコンサルタントと関連がないこと	設計業務等の受託者と資本もしくは人事面において関連がないことの証明	—

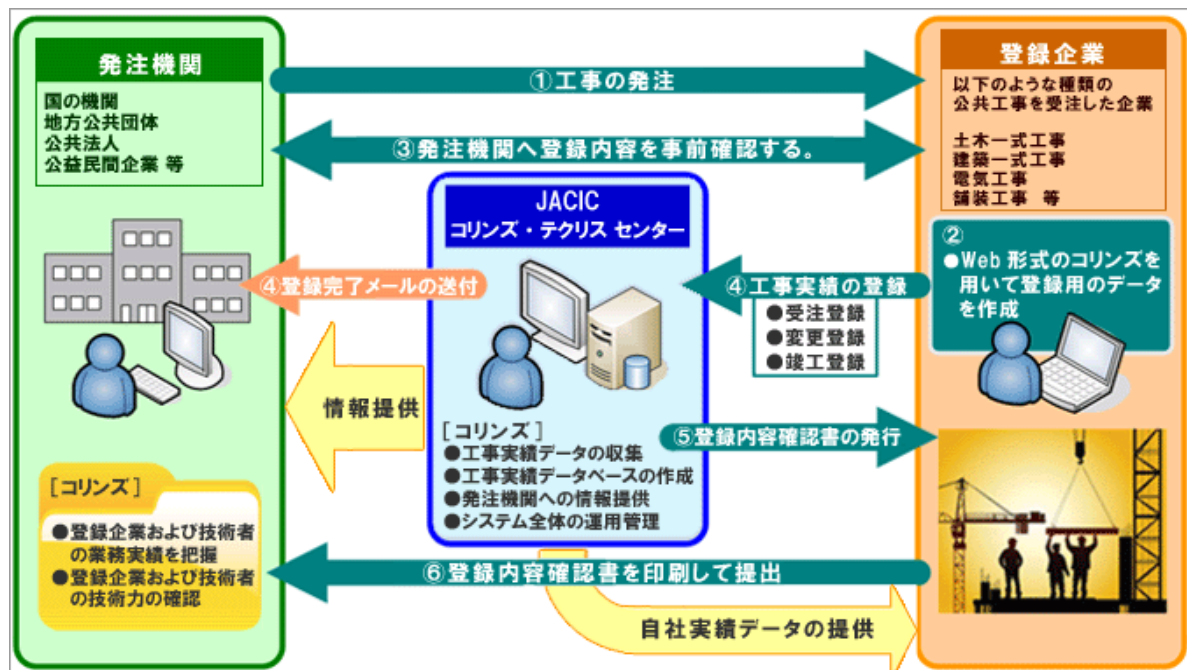
- 企業の工事实績・成績や配置技術者の経験、工事成績等は、提出書類の他に、(財)日本建設情報総合センター等が提供するデータベースからも検索・確認することが可能です。
- 審査の結果、十分な競争参加資格があることが確認された業者については、次項に示す技術提案の審査に進みます。競争参加資格がないと判断された業者は非指名の通知を行い、その後の審査は行いません。

【データベース(例)】

(財)日本建設情報総合センター：CORINS

国、独立行政法人等、都道府県、政令市、市区町村等の公共機関や、鉄道、電気、ガス等の公益民間企業が発注した工事の内容をデータベース化して、発注機関および受注企業へ情報提供しているものです。

URL <http://ct.jacic.or.jp/>



2. 9 技術提案の審査

参考資料編 P20~32 参照

競争参加資格を満たした業者の入札書を開札し、技術提案を審査し、加算点を算定します。

〔解説〕

- 審査は、技術審査委員会(仮称)に諮って実施することが一般的です。委員は、事前に規則を定めて選定した適切な役職にある複数の職員から構成されます。技術審査を行う体制が整っていない場合は、「3 農業農村整備事業発注支援機関」に示す支援機関に相談することが可能です。
- 提出された資料の記載ミスや不整合等をチェックし、評価基準に基づき各評価細目の評点を決定します。簡易な施工計画等の主観的な判断を要する評価は、可能な限り多くの評価者により点数付けし、その平均等により評点を決定します。

評価基準の設定例 (簡易型)

評価項目	評価細目	評価基準	配点	評点	評点	審査結果		
						評価者		
						A	B	C
企業の施工実績	過去10年間に於ける同種工事の施工実績の有無	国または当該県発注で同種業務の実績あり	2.0	2.0	2.0			
		その他の公共工事発注機関で同種工事の実績あり		1.0				
		上記以外		0.0				
	県発注工事の過去5年間の工事成績評定の平均点	80点以上	2.0					
70点以上80点未満		1.0						
70点未満		0.0						
過去3年間に於ける優良工事表彰・安全管理優良請負者表彰等の有無	国または当該県の組織から表彰の実績あり	1.0	1.0	1.0	機械的に決定される要素のため、評価者ごとの点数は算定しない。			
	上記以外	0.0						
労働安全衛生・品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況等	COHSMSの評価、OHSAS18001、ISO9001またはISO14001の認証のうちいずれか2以上を取得済み	1.0	1.0	1.0				
	上記以外	0.0						
配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格及び継続教育	推奨単位数を満たした技術士又は1級土木施工管理技士を配置している	3.0	3.0	2.0	主観的な判断を要するため、複数の評価者の平均より評点を決定している。		
		技術士(一級建築士)を配置している、または、継続教育で必要単位数を満たしている1級土木施工管理技士を配置している。		2.0				
		1級土木施工管理技士		1.0				
		1級建築施工管理技士(建築工事の場合)を配置している		0.0				
過去10年間に於ける主任(監理)技術者としての施工経験の有無	国又は当該県発注で同種工事の実績あり	2.0	2.0	1.0				
	その他の公共工事発注機関で同種工事の実績あり		1.0					
	上記以外		0.0					
過去3年間に於ける優良工事技術者表彰の有無	国または当該県の組織から表彰の実績あり	1.0	1.0	1.0				
	上記以外	0.0						
地域貢献	県産資材の活用	提示した資材の全てについて70%以上の県産資材の活用が見られる	2.0	2.0	0.0			
	上記以外	0.0						
災害協定締結の有無	県又は市町村と災害協定を締結している	1.0	1.0	1.0				
	上記以外	0.0						
地理的条件	地域内における本店の所在地有無	本店あり	1.0	1.0	1.0			
上記以外	0.0							
小計			16.0		12.0			
簡易な施工計画	施工計画の実施手順	工事の手順が適切であり、工夫が見られる	3.0	3~1		2.0	3.0	2.5
		工事の手順が適切であるが、工夫が見られない		0.0				
	工期設定の適切性	各工程の工期が適切であり、大幅な工期短縮が見られる(○日以上)	3.0	3.0	2.5	3.0	3.0	
		各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる(○日以上)		1.0				
品質の確保方法	各工程の工期が適切である	6.0	0.0	6.0	4.0	5.0		
	課題への対応が現地条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえており、安全対策等の工夫がある		6~1					
品質の確保方法	適切であるが工夫が見られない	3.0	0.0	1.0	0.5	0.0		
	品質の確保方法が適切であり、工夫が見られる		3~1					
上記以外	0.0							
小計			15.0		10.8	11.5	10.5	10.5
合計			31.0		22.8			

2. 10 評価値の算定

参考資料編 P20～32 参照

各審査結果や入札価格より、評価値を算定します。

〔解説〕

- 加算点と入札価格を元に、事前に選択した方式(除算方式または加算方式)により評価値を以下の式により算定します。

【除算方式の場合】

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

$$\text{技術評価点} = \text{標準点}^{\ast} + \text{加算点}$$

※標準点：最低限の要求要件を満たす者に与える点数(一般に100点)

【加算方式の算定式】

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

$$\text{価格評価点} = 100 \times \left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right)$$

$$\text{技術評価点} = \text{加算点}$$

低入札業者に対する調査や入札価格に失格基準を設けること等により、低入札の防止を図ります。

〔解説〕

【調査基準価格の設定：低入札価格調査】

- 総合評価落札方式の適用工事では、予め**調査基準価格**を設定しておくことができます。評価値が最も高かった業者の入札価格では契約内容に適合した履行が困難と思われる場合に、**低入札価格調査**を行い、その結果、履行困難と認められた場合には、評価値が次の順位にある業者を落札者とすることができます。
- 低入札価格調査の主な調査項目は以下のとおりです。
 - ① 当該価格で入札した理由
 - ② 入札金額の積算内訳
 - ③ 手持工事の状況
 - ④ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等の関連
 - ⑤ 手持資材の状況
 - ⑥ 資材購入先及び購入先と入札者の関係
 - ⑦ 手持機械数の状況
 - ⑧ 労務者の具体的調達見通し
 - ⑨ 過去に施工した公共工事名及び発注者
 - ⑩ 建設副産物の抛出地

【失格基準価格の設定】

- 一定の価格を下回る入札については、契約内容に適合した履行が確保できない可能性が高いものとして、低入札価格調査を実施せずに評価値が次の順位にある業者を落札者とすることができます。この**失格基準**の設定方法は、自治体により様々ですが、経費の項目別に一定の割合を設定することが一般的です。
 - ① 入札価格の各費用項目の金額が、予定価格の算定の前提とした各費用項目の金額に以下の割合を乗じた額に満たない場合は失格
 - 直接工事費の○%
 - 共通仮設費の○%
 - 現場管理費の○%
 - 一般管理費の○%
 - ② 入札価格が、予定価格の算定の前提とした各費用項目の金額に以下の割合を乗じた額の合計に満たない場合は失格
 - 直接工事費の○% + 共通仮設費の○% + 現場管理費の○% + 一般管理費の○%

2. 1 2 落札者の決定

これまでの審査結果等に基づき、失格となっていない業者の中で評価値が最も高い業者を落札者として決定します。

〔解説〕

- 基本的には、評価値の最も高い業者を落札者として決定します。
- ただし、落札者の決定時にも学識経験者の意見を聞く必要がある場合には、意見聴取を行います。

※「2. 5 学識経験者への意見聴取」参照

2. 1 3 落札者決定後の対応

評価結果の公表、入札及び契約の過程に関する疑義の処理を行った上で、落札者と契約し、工事の監督・検査を行います。

〔解説〕

- 総合評価落札方式は、透明性の高い手続きと公正な評価をもとに実施される入札・契約方式です。このため、評価項目の設定や技術提案の判定基準等に関して説明を求められた場合は、十分に対応する必要があります。
- ✓ 評価結果として入札調書を公表します。調書には、入札に参加した業者の社名、入札価格、技術評価点、評価値に加え、予定価格、低入札価格調査の調査基準価格、件名、入札日時等が記載されていることが一般的です。
- ✓ 落札しなかった業者からの疑義があった場合には、その内容に対して適切に説明する必要があります。
- 工事の監督・検査は、技術提案の通り進んでいるか、周辺環境への影響がないか等、工事の円滑な推進と完成物の品質が確保されていることを検査します。
- 契約通りに工事が履行されない場合は、工事成績の減点、再施工、瑕疵の修補、違約金請求等のペナルティを課すことができます。

特別簡易型を除く型式では、品質等に悪影響を及ぼす恐れのある極端な低価格による受注を防止するために、施工体制について確認する場合があります。

前頁(P19)の2. 14までで2. 1(P4)から始まる総合評価落札方式での落札者決定の一連の手順は終了しました。ここでは、簡易型において「施工体制の確認を行う場合」の実施手順について補足説明します。

〔解説〕

- 公共工事の低入札対策として、「緊急公共工物品質確保対策について」が平成18年12月19日に農林水産省大臣官房経理課長より示されました。これは、関係省庁が一体となって入札段階を中心とした新たな対策を緊急的に実施することを求めており、その中に「総合評価落札方式の拡充(施工体制の確認を行う方式の試行実施)」が含まれています。
- 施工体制の確認は、簡易型、標準型、高度技術提案型が対象となります。簡易型における流れを図-5に示します。
- 審査は、ヒアリングにより実施することが一般的です。また、「工事に関する総合評価落札方式の実施に伴う事務手続きについて」では、施工体制評価点として30点の配点することとしており、一般的には以下の2項目についてそれぞれ15点満点で評価しています。

- ①品質確保の実効性
- ②施工体制確保の確実性

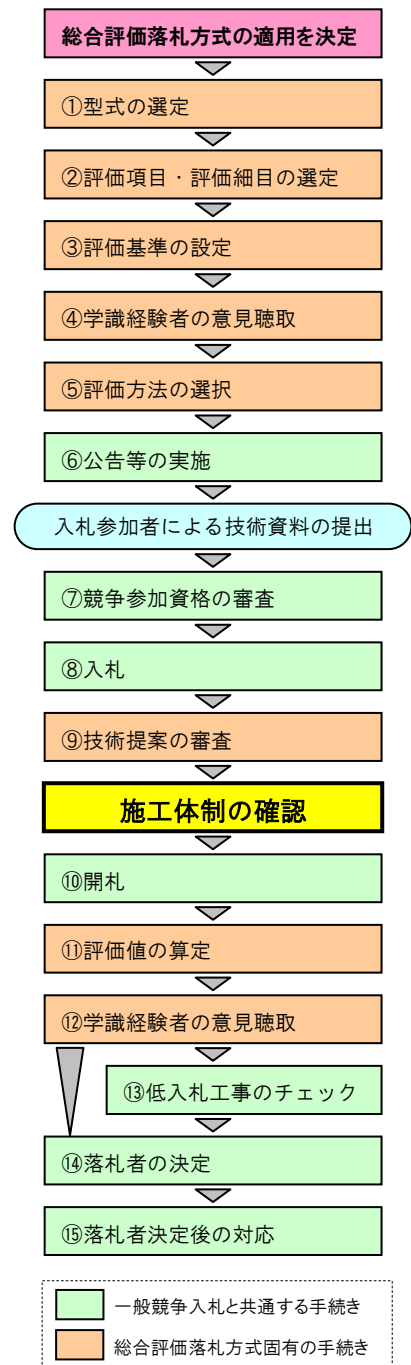


図-5 施工体制を確認する場合の実施手順

- 施工体制の評価点が満点とならなかった業者は、その点数に応じて前述の加算点を下式により見直します。

$$\begin{aligned} & \text{見直し後の加算点} \\ & = \text{加算点} \times \frac{\text{施工体制評価点}}{\text{施工体制評価の配点(30点)}} \end{aligned}$$

- 施工体制を確認する場合は、施工体制の評価によって得られた施工体制評価点を加味し、以下のように算定します。なお、この場合は除算方式が用いられることが一般的です。

【除算方式で施工体制を確認する場合】

$$\text{評 価 値} = \frac{\text{技術評価点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

$$\text{技術評価点} = \text{標準点} + \text{見直された加算点}$$

【加算方式で施工体制を確認する場合】

$$\text{評 価 値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点} + \text{施工体制評価点}$$

$$\text{価格評価点} = 100 \times \left[1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right]$$

$$\text{技術評価点} = \text{見直された加算点}$$

発注関係事務を適切かつ公正に行うために、発注者を支援する機関があります。

〔解説〕

- 品確法では、「国及び都道府県は、発注者を支援するために、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の教育、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されています。
- 各農政局、沖縄総合事務局管内の農業農村整備事業に係る公共工事の品質確保に関する協議会では、発注関係事務を適切かつ公正に行うために「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」を創設しています。農業農村整備発注者支援機関に認定された機関は、発注者の要請に基づき、農業農村整備事業工事の発注関係事務を適切に支援します。
- 北海道開発局では、公共工事の品質確保の推進に関する北海道連絡協議会による「公共工事発注者支援機関認定制度」が平成18年12月より試行的に運用されています。
- 平成21年11月現在の認定機関は以下のとおりです。

表-6 農業農村整備発注者支援認定機関

(1)北海道開発局管内 (認定年月日 平成18年12月) 1. 北海道土地改良事業団体連合会 2. (社)北海道土地改良設計技術協会 3. その他6団体	11. (社) 埼玉県農林公社 12. (社) 地域資源循環技術センター	(7)中国四国農政局管内 (認定年月日 平成18年12月5日) 1. 鳥取県土地改良事業団体連合会 2. 島根県土地改良事業団体連合会 3. 岡山県土地改良事業団体連合会 4. 広島県土地改良事業団体連合会 5. 山口県土地改良事業団体連合会 6. 徳島県土地改良事業団体連合会 7. 香川県土地改良事業団体連合会 8. 愛媛県土地改良事業団体連合会 9. 高知県土地改良事業団体連合会 10. (社) 地域資源循環技術センター
(2)東北農政局管内 (認定年月日 平成18年10月30日) 1. 青森県土地改良事業団体連合会 2. 岩手県土地改良事業団体連合会 3. 宮城県土地改良事業団体連合会 4. 秋田県土地改良事業団体連合会 5. 山形県土地改良事業団体連合会 6. 福島県土地改良事業団体連合会 7. (社) 宮城県農業公社 8. (社) 地域資源循環技術センター	(4)北陸農政局管内 (認定年月日 平成18年11月14日) 1. 新潟県土地改良事業団体連合会 2. 富山県土地改良事業団体連合会 3. 石川県土地改良事業団体連合会 4. 福井県土地改良事業団体連合会 5. (社) 地域資源循環技術センター	(8)九州農政局管内 (認定年月日 平成19年1月23日) 1. 福岡県土地改良事業団体連合会 2. 佐賀県土地改良事業団体連合会 3. 長崎県土地改良事業団体連合会 4. 大分県土地改良事業団体連合会 5. 宮崎県土地改良事業団体連合会 6. 熊本県土地改良事業団体連合会 7. 鹿児島県土地改良事業団体連合会 8. (社) 地域資源循環技術センター
(3)関東農政局管内 (認定年月日 平成19年2月7日) 1. 茨城県土地改良事業団体連合会 2. 栃木県土地改良事業団体連合会 3. 群馬県土地改良事業団体連合会 4. 埼玉県土地改良事業団体連合会 5. 千葉県土地改良事業団体連合会 6. 東京都土地改良事業団体連合会 7. 神奈川県土地改良事業団体連合会 8. 山梨県土地改良事業団体連合会 9. 長野県土地改良事業団体連合会 10. 静岡県土地改良事業団体連合会	(5)東海農政局管内 (認定年月日 平成18年11月27日) 1. 岐阜県土地改良事業団体連合会 2. 愛知県土地改良事業団体連合会 3. 三重県土地改良事業団体連合会 4. (財) 愛知・豊川用水振興協会 5. (社) 地域資源循環技術センター	(9)沖縄総合事務局管内 (認定年月日 平成19年10月31日) 1. 沖縄県土地改良事業団体連合会
	(6)近畿農政局管内 (認定年月日 平成18年11月13日) 1. 滋賀県土地改良事業団体連合会 2. 京都府土地改良事業団体連合会 3. 大阪府土地改良事業団体連合会 4. 兵庫県土地改良事業団体連合会 5. 奈良県土地改良事業団体連合会 6. 和歌山県土地改良事業団体連合会 7. (社) 地域資源循環技術センター	